

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第3回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	古川地域東大崎地区 (伏見要害、上代、大崎北、大崎中、成田、向三丁目、三丁目、新田西、新田中、堰端、新田東、新田南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	764.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	643.4 ha
② 田の面積	714.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	49.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	117.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	23.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	320.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	202.3 ha
(備考)遊休農地面積 5.01ha(うち1号遊休農地 5.01 ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・東大崎地区の農地については、圃場整備終了後の農地は、良好な営農環境となっており、水稻及び転作作物の大豆が主な作物となっている。未整備地区の小区画の農地では、水路等のほ場条件が整備されておらず農地管理が難しいほ場も存在し、今後耕作放棄地が増えていく可能性がある。

・集落営農組織では、大豆や子実とうもろこし等の転作作物を中心に、水稻を含めた栽培が進められ、担い手への農地集積が進められている。また、担い手の一部では複数集落や他地区にわたって作業を受託する取組も行われている。

・経営体については農業者の高齢化及び後継者不足が進んでおり、農業人口が減少傾向にある。世代交代等を機に兼業農家等多様な経営体との共存が進むことが求められ、担い手の高齢化も考慮して農地の集約等調整を進める必要がある。また、集落営農組織(6団体)構成員も高齢化が進んでおり、組織の集約化及び法人化を支援する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・集落営農組織の継続した農業経営を維持するため、水稻・転作作物の大豆・子実用とうもろこしを組み合わせた土地利型作物栽培を中心に、消費者ニーズに合った生産性の高い営農体制の強化を図ることで農業所得の増加による安定した農業経営の確立を目指す。また、畜産農家との連携を図り、堆肥の有効利用や稲藁のすき込み等土づくりを推進し、高品質で多収の栽培方法を後継者へつないでいく。

・担い手への一層の農地の集約化を図り、生産方式に応じた農地集約を促進し、農地利用の効率化を進めていく。

・地域の農業を守り発展させていくためには、意欲を持った農業の担い手(認定農業者や新規就農者等)を育てていくことが必要であることから、関係機関が連携し、担い手への農業経営育成支援を行うとともに、円滑な農業経営の承継をめざす。また、集落営農組織へも法人化に向けての支援を行い、地域農業の担い手として確保できるよう関係機関と連携し、支援を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がないよう他の農業者との調整を図りながら農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	43.1 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手が利用する農地の団地面積は、168.6ha(令和6年度時点)となっている。			
・団地面積の拡大を進める。(令和12年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・地区の農業委員、農地利用最適化推進委員を調整役として認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心とする担い手への集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・担い手への農地集積は原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行いながら、段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組
・現状で当地区では基盤整備事業等の実施予定は無いが、農地集積に伴う担い手の負担を軽減するため、共同作業の実施等による農業施設の維持管理に継続して取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・認定農業者や認定新規就農者の育成はもとより、中小・家族経営、兼業農家などの円滑な経営継承に向けた支援、他産業からの転職や法人として起業し規模拡大を目指すなど様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会など関係機関と連携して支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・JAを主体に構成する古川農作物病害虫防除協議会により、無人ヘリコプターによる水稲カメムシ及び大豆の防除作業を効率的に実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①鳥獣被害防止対策については、農地の環境保全、鳥獣の侵入防止対策等を導入し、推進していく。</p> <p>②環境とのを指す環境共存型栽培を基本とし、慣行栽培から減農薬・減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。</p> <p>③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。</p> <p>④(畑地化)水田利用が困難な農地について、畑地化推進事業を活用し推進していく。また、団地化が取組要件となっているため担い手への集約についてもあわせて推進していく。</p> <p>⑦多面的機能支払交付金事業による、農地・保全管理等については、継続して取り組む。</p>
